

◇ 速度取締り指針 ◇

- 行田警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

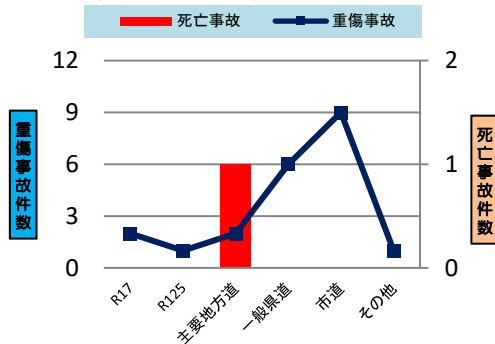
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
市道 県道行田蓮田線	8:00~10:00 13:00~16:00	市内全域	30km/h 40km/h (指定)

上記路線のほか、
定置式による取締りが困難な場所では
○可搬式自動速度取締機
による取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
人身交通事故発生状況を見ると市内中心部
が多発している状況であるが、道路環境上、速
度取締りが困難であることから、市内中心部へ
向かう路線において実勢速度を抑制を図る。

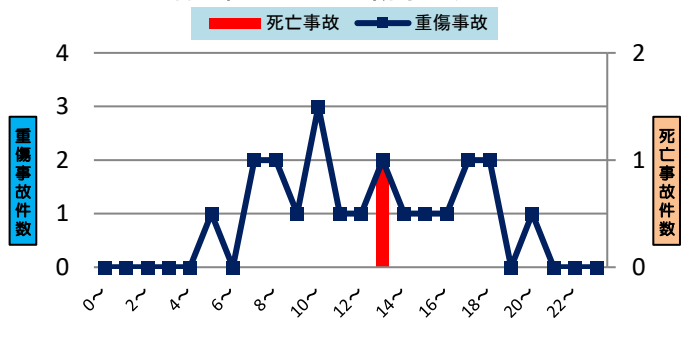
<管内における交通事故発生状況> (令和6年12月末現在)

路線別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は、主要地方道と市道が交差する交差点で1件発生しています。
- 重傷事故は、市道が全体の約4割を占めています。

時間帯別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は、昼間の午後1時から午後2時までの時間帯に発生しています。
- 重傷事故は、昼間の時間帯に多く発生しています。

～令和6年12月末現在～

- 行田警察署管内では、死亡事故が主要地方道と市道が交差する交差点において1件(佐間地内)発生している。
- 重傷事故では、四輪車同士の交差点での事故が目立っています。

その他の交通指導取締り

- 歩行者保護を重点とした交通指導取締りの強化を図ります。
スクールゾーン等の取締り要望のある地区や、『歩行者ファースト路線』において、歩行者保護の取締りを行います。
- 国道17号バイパス、国道125号、県道128号線を中心に、警戒走行を強化します。
- 自転車事故抑止のため、各駅周辺(JR行田駅、行田市駅、東行田駅)で指導取締りを行います。